随意契約(相手方指定)調書

件 名	児童手当法改正に伴う手当・医療費助成システム改 修業務委託	5200442
工(納)期	令和4年9月30日	
契約締結日	令和4年6月20日	
契約金額	6,820,000円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社アイネス 公共営業部	
		(法人番号:2020001030067)
	別紙に記載のとおり。	
相手方指定理由		
備考		
MH ⁷ 5		

契約審査委員会資料		
経理課契約係	R4.6.9	

業者選定理由書

件 名	児童手当法改正に伴う手当・医療費助成システム改修業務委託
指名業者(案)	名 称 株式会社アイネス 東日本営業部 所在地 東京都中央区晴海三丁目10番1号 代表者 部長 熊谷 一毅
特命理由	本件は、児童手当法改正に伴い、特例給付の所得制限機能や現況届要否の判定条件機能など改正内容を反映させるため、システム改修を委託する契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記相手方は、現行のパッケージシステムの著作権を保持していることから、他社が本件を履行することは不可能である。 以上のことから、上記業者の指定は妥当であると判断し、当該業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)